

秋田市廃棄物減量等推進審議会について

「秋田市廃棄物減量等推進審議会（以下「減量審」という。）」は、一般廃棄物の減量等に関する事項を調査し、審議するため、秋田市廃棄物の処理および再利用に関する条例（平成4年12月 条例37号）の規定に基づいて設置された市長の諮問機関です。

減量審の基本的な事項は次のとおりです。

- ① 名 称：秋田市廃棄物減量等推進審議会
- ② 設置根拠：秋田市廃棄物の処理および再利用に関する条例第48条
- ③ 委員構成：15名以内（学識経験者、住民、事業者、廃棄物処理業者、廃棄物再生事業者等のうちから市長が任命。条例第49号）
- ④ 委員任期：2年（再任を妨げない。）
新委員の任期：平成23年2月1日～平成25年1月31日（2年間）
- ⑤ 事務局：環境部環境都市推進課
- ⑥ 開催回数：年間1～3回程度

平成21年度開催状況

- 11月30日（月） 第1回開催
家庭系ごみの有料化について（諮問）
- 1月25日（月） 第2回開催
家庭系ごみ有料化先進地（他市町村）の調査結果
- 2月19日（金） 第3回開催
家庭系ごみ有料化に関する中間報告（案）

平成22年度開催状況

- 5月26日（水） 第1回開催
家庭系ごみ有料化に関する中間報告（案）の市民意見聴取結果
- 6月24日（木） 第2回開催
家庭系ごみ有料化について答申（素案）
- 7月8日（木） 第3回開催
家庭系ごみ有料化について答申（案）
- 7月15日（木） 市長に答申

○秋田市廃棄物の処理および再利用に関する条例 (抜粋)

(廃棄物減量等推進審議会)

第48条 市長の諮問に応じ一般廃棄物の減量等に関する事項を調査し、審議するため、秋田市廃棄物減量等推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(組織)

第49条 審議会は、委員15人以内で組織する。

- 2 委員は、学識経験を有する者、住民、事業者、廃棄物処理業者、廃棄物再生事業者等のうちから市長が任命する。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 前3項に定めるもののほか、審議会の組織および運営に関し必要な事項は、規則で定める。

○秋田市廃棄物の処理および再利用に関する規則 (抜粋)

(審議会の会長および副会長)

第36条 条例第48条に規定する秋田市廃棄物減量等推進審議会(以下「審議会」という。)に会長および副会長それぞれ1人を置き、委員の互選でこれを定める。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(審議会の会議)

第37条 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会の議長は、会長をもって充てる。
- 3 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(審議会の部会)

第38条 審議会の専門的事項を調査し、審議するため必要に応じて部会を置く。

- 2 部会に属する委員は、会長が指定する。
- 3 部会に部会長を置き、部会に属する委員のうちから互選する。
- 4 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから、あらかじめ部会長の指定する委員がその職務を代理する。
- 5 部会は、部会長が必要に応じて招集する。

(審議会の幹事)

第39条 審議会に幹事若干人を置く。

- 2 幹事は、市職員のうちから市長が任命する。
- 3 幹事は、会長の命を受け審議会の事務を処理する。

(会長への委任)

第40条 第36条から前条までに定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。